

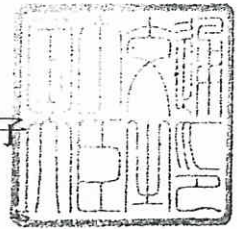


認 定 書

国住指第2226号
平成14年5月17日

社団法人石膏ボード工業会
会長 須藤永一郎 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第七号の二並びに同法施行令第107条の2第一号及び第二号(間仕切壁(耐力壁):各45分間)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

QF045BP-9076

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

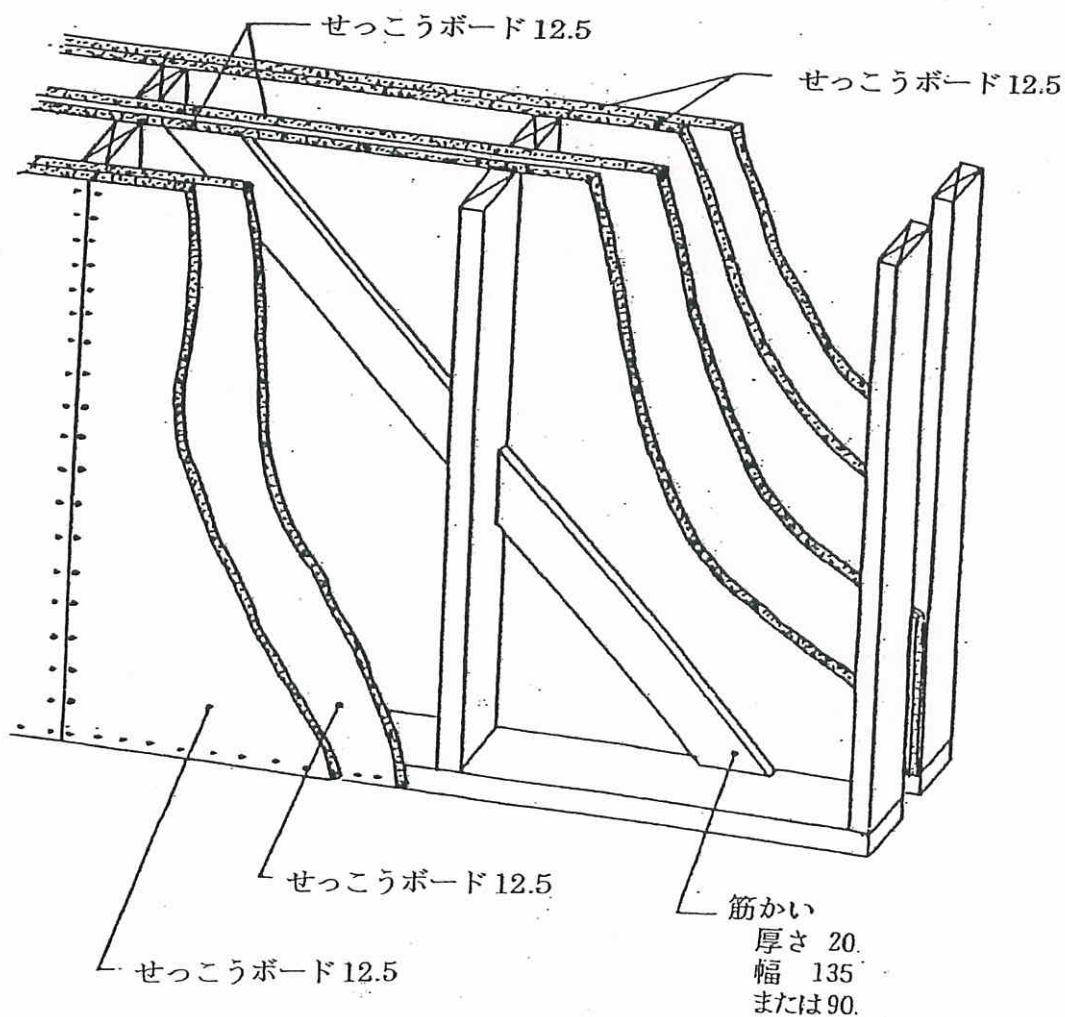
せっこうボード張/枠組壁工法間仕切壁

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

認定番号	QF045BP-9076	認定年月日：平成14年5月17日
品目名	せっこうボード張／枠組壁工法 間仕切壁	申請者名： 社団法人 石膏ボード工業会 東京都港区西新橋2-13-10 (吉野石膏虎ノ門ビル) TEL(03)3591-6774

1. 用途 間仕切壁
2. 試験機関名 建設省建築研究所
3. 構造説明図 (単位 mm)



4. 材料等説明

(1) せっこうボード

厚 さ 12.5 mm以上

性 能 JIS A 6901 (せっこうボード製品) に該当するもの。

(2) 壁枠組材

昭和 57 年建設省告示第 56 号 (枠組壁工法を用いた建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件) に定めるところによる。

構造部の種類	規 格
壁のたて枠、上枠、 頭つなぎ	甲種枠組材の特級、1 級、2 級若しくは 3 級若しくは乙種枠組材の コンストラクション若しくはスタンダード又は構造用集成材の 1 級若 しくは 2 級
壁 の 下 枠	甲種枠組材の特級、1 級、2 級若しくは 3 級若しくは乙種枠組材の コンストラクション、スタンダード若しくはユティリティ又は構造用 集成材の 1 級若しくは 2 級
筋 か い	針葉樹の製材の板類の特等又は 1 等

(3) 壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法形式 204、206、208 に適合するもの。

(4) ボード用くぎ

昭和 57 年建設省告示第 56 号で規定する GN40 の適合品で、長さ 38 mm、外径 2.3 mm、頭径 7.5 mm のものを用いる。

5. 標準仕様

- (1) 壁枠組の取付けは、昭和 57 年建設省告示第 56 号に定めるところによる。又は、住宅金融公庫融資住宅「枠組壁工法住宅工事共通仕様書」による。
- (2) 枠組完了後、壁心側となる枠にあらかじめ厚さ 12.5 mm のせっこうボードを張り、その後壁枠組を建ておこし、所定の位置に鉛直に CN90 くぎで、間隔 470 mm 以下で取付ける。
- (3) せっこうボードの取付けは、建てられた壁枠組に下張りボードをくぎどめした後、たて目地共に下張りボードの目地と重ならないように上張りボードをくぎでとめる。
- (4) くぎ打ちの間隔は、1 枚のせっこうボードにつき外周部分は 100 mm 以下、その他の部分は 200 mm 以下とする。
- (5) 上張りボードの目地処理は、専用のジョイントコンパウンド、ジョイントテープを用い、目つぶし工法で行う。

6. 付帯条件

な し